

東北文教大学・東北文教大学短期大学部
アクセシビリティセンター運営委員会規程

（設置）

第1条 東北文教大学・東北文教大学短期大学部（以下、「本学」という。）のアクセシビリティセンターにおいて、障害のある学生に対して公正な教育を保障し、修学および学生生活における支援を積極的に推進することを協議するために、本学アクセシビリティセンター運営委員会を置く。

（定義）

第2条 障害のある学生（以下「障害学生」という。）とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、精神障害（発達障害を含む）等の障害があり、障害者手帳を有する者又はこれに準ずる障害があることを示す診断書等を有する者、或いは、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受けるため、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者をいう。

（構成）

第3条 委員会は、各学科の教員と障害学生の支援に関わる職員（入試、総務、学務、進路、保健、カウンセリング、その他の部署）で構成する。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置き、学長が指名する。

（所管事項）

第5条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入学に関すること。
- (2) 修学に関すること。
- (3) 学生生活に関すること。
- (4) 施設・設備の整備に関すること。
- (5) 修学の支援に係る予算に関すること。
- (6) その他障害学生に関し必要と認める事項

（運営）

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、学長が指名する者がその職務を代行する。

（委員会の役割）

第7条 委員会は、障害学生の希望あるいは所属する学科と連携して、障害学生が公正な教育を受けることのできるよう支援体制について協議し、必要事項を関係部署に周知を図るとともに、その経緯を学長に報告する。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第9条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、学務課において処理する。

附則

- 1 この規程は、令和7年3月27日に決定し、令和7年4月1日から施行する。
- 2 東北文教大学・東北文教大学短期大学部障害学生支援委員会規程は令和7年3月31日をもって廃止する。